

山梨労働局長メッセージ

我が国の労働災害による死亡者数は、昭和 36 年をピークとして長期的に減少傾向を示しており、令和元年は 845 人で統計開始以来最小となりました。しかしながら、休業 4 日以上之死傷者数は増減を繰り返しており、また労災保険新規受給者数は 5 年連続して増加し年間約 60 万人に及ぶなど、労働災害による社会的・経済的損失は膨大なものとなっています。

このうち、山梨県内における令和元年の死亡者数については前年を大きく下回り過去最少を更新いたしました。残念ながら 3 名の方が亡くなられるという結果となりました。また、休業 4 日以上之死傷者数については全産業で 801 人であり、前年から 29 人の減少となりましたが、山梨第 13 次労働災害防止計画策定時の目標には遠く及ばない状況となっています。

一方、労働者の健康を取り巻く環境をみると、一般健康診断の結果では受診者の約 6 割に何らかの所見が見られ、さらに病気を治療しながら仕事をしている方は労働人口の 3 分の 1 を占めるなど、労働者の心身両面にわたる健康問題は深刻化を増しています。

山梨労働局においては、治療と仕事の両立を推進する取組や職場におけるメンタルヘルス不調、過重労働や化学物質を原因とする健康障害防止などの施策を講じており、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため「新

しい生活様式」を定着させ、事業者、労働者それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組んでいただくことにつき、引き続き事業者や労働者の方々の御理解と御協力を得ながら、労働災害発生状況に応じた各種防止対策をより一層推進してまいります。

令和2年10月19日

山梨労働局長 藤本 達夫